

空き店舗改装事業補助金

※創業アシスト奨励金と合わせての申請もできます

〈対象者〉以下の条件を全て満たす市内での新規創業者

- 個人の場合 … 事業主が市内に住所を有する
- 法人の場合 … 本店を市内に設置する
- 図1の対象業種を主として営み、かつ他業種も営む場合はその売上高が他業種を含めた全体の売上高の50%以上であること
- 市税を滞納していない
- 暴力団員等でない（玉野市暴力団排除条例第2条）

〈対象外〉以下の条件に1つでも該当する方

- 過去に市内で事業を行ったことがある
- 他者の事業を承継するもの
- 事業所で宗教活動・政治活動を行う
- 過去に本補助金の交付を受けたことがある
- 連鎖化事業を営む

（図1）対象業種〈日本標準産業分類に基づく業種〉

G 情報通信業	39 情報サービス業 ※コワーキングスペース、シェアオフィス等を整備・運営するもの
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
M 宿泊業 飲食サービス	60 その他の小売業
	75 宿泊業
	76 飲食店 ※バー、ナイトクラブ除く
	771 持ち帰り飲食サービス業 ※車両など不特定な場所での事業は除く

〈補助率・上限額〉

補助率 1/2 上限額 50万円

〈対象となる内容〉 空き店舗における新規創業に必要な改装等で、市内業者が施行したもの

- 増改築
- 給排水、電気、ガス設備等の改修等
- その他、必要と認める改修等
- 台所、便所、洗面所等の改修等
- 内装、屋根、外壁等の改修等

・空き店舗 … 市内に店舗として使用可能な物件で、現に入居していないもの、併用住宅の場合は店舗部分の床面積が延べ床面積の1/2以上あるもの
・市内業者 … 市内に事業所等を有し、建築業等を営む法人または個人
※上水道・公共下水道に関する施工は市指定の事業者によるもの。

〈申請から交付までの流れ〉

申請 ※創業日から1年2か月以内に	書類の審査・現地確認	補助金の交付
必要書類の提出 <input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 玉野市暴力団排除条例に係る誓約書 <input type="checkbox"/> 居住状況等調査に関する同意書 <input type="checkbox"/> 必要な許認可を受けたことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 住民票（3か月以内に市民課で取得したもの） <input type="checkbox"/> 工事の内容が確認できる書類（工事請負契約書 など） <input type="checkbox"/> 経費の内訳が確認できる書類（請求書 など）	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 重要事項確認書 <input type="checkbox"/> 開業届・法人設立登記 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書（1か月以内に税務課で取得したもの） <input type="checkbox"/> 施工者の所在地が確認できる書類（請求書 など） <input type="checkbox"/> 経費を支払ったことが確認できる書類（領収書 など）	必要書類の提出 <input type="checkbox"/> 補助金請求書 14営業日程度で指定口座に振込

〈留意事項〉

- 申請受付：令和8年4月1日から随時受付 ※予算額に達した時点で締切
- 受付締切：令和9年2月末日まで
- 経営状況報告：補助金交付後、5年間は毎年、経営状況報告をしていただきます。
- 補助金返還：5年以内に事業を中止する、補助金交付後、各種要件を満たさなくなった等の場合、補助金の返還を求められます。

玉野市役所 商工・企業立地課

TEL：0863-33-5005

FAX：0863-33-5001

mail：syokoukankou@city.tamano.lg.jp